

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 喬 治

目 次

◇ 告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

災害危険区域の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第三百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三年三月三十日

1 名称

円護寺第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市円護寺字屋敷田三二六一三 一号

” 字庵ノ城七五九一 二号から五号まで

” 字町分二一七一 六号

” 二二一一 七号

” 二二五 八号

二1 名称

福市一区地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市福市字四ツ塚谷一五六一二 一号

” 一五五十四 二号及び三号

三 1 名称

- 一五四―一 四号
- 一五五―一〇 五号
- 一五七―一 六号及び七号
- 一五八 八号

安原第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 日野郡日野町大字安原字御崎谷二六〇 一号
- 字尻塔田二一八 二号
- 字流ノ谷上一九七 三号
- 字大フケ四五七―一 四号
- 字谷川二六六―二 五号
- 字御蔵ノ元二七四 六号

鳥取県告示第三百二十七号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 1 名称

円護寺第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市円護寺字屋敷田三二六―三 一号
- 字庵ノ城七五九―一 二号から五号まで
- 字町分二一七―一 六号
- 二二一―一 七号
- 二二五 八号

二 1 名称

福市一区地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市福市字四ツ塚谷一五六―二 一号

一五五―四 二号及び三号

一五四―一 四号

一五五―一〇 五号

一五七―一 六号及び七号

一五八 八号

三 名称

安原第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

れた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町大字安原字御崎谷二六〇 一号

字尻塔田二一八 二号

字流ノ谷上一九七 三号

字大フケ四五七―一 四号

字谷川二六六―二 五号

字御蔵ノ元二七四 六号